

奈良県の子育て環境に係る魅力発信コンテンツ作成及び発信業務の請負公募型企画提案説明書

1. 業務の目的

県内外の若者や子育て世代に、奈良県での子育てについてポジティブな印象を持ってもらうこと。必要な情報を総合的にまとめたコンテンツを作成し、情報発信コンテンツを作成し、SNS等のインターネット上での配信や県が参画するイベントでの放映し、奈良県の子育て環境の優れた点をPRすることを目的とする。

2. 業務の概要

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 業務名 | 奈良県の子育て環境に係る魅力発信コンテンツ作成及び発信業務の請負 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 金額 | 5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内 |
| (4) 契約期間 | 契約締結日から令和7年3月21日（金）まで |

3. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書の提出日から契約締結日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 企画提案書の提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目営業種目「Q3映画制作」または「Q5広告・イベント業務」または「Q7諸サービス」に登録がある者であること。
- (4) 平成31年4月1日から令和6年3月31日の5年間に、動画制作業務の履行実績を有する者。なお、契約の相手方は官民を問わず、契約内容の一部として上記業務が含まれているものを対象とする。

4. 提出書類

企画提案に参加を希望する者は、次のすべての書類を作成すること。

(1) 企画提案参加申込書類

- ①参加申込書（様式1） 1部
- ②提案者の概要（様式2） 1部
- ③過去の業務実績（様式3） 1部

3. の（4）の業務実績を記載すること。

(2) 企画提案書

- ①鑑（様式4） 1部
- ②添付書類（様式4-2及び見積書含む、任意様式・サイズはA4） 10部（正本1部、副本9部）

副本については法人名、個人名、所在地、連絡先等の提案者がわかる記載をしないこと。「8. 企画提案書類の作成」に従い作成し、簡潔かつ明瞭に記載すること。

5. 企画提案にかかる質問及び回答

(1) 質問受付

令和6年7月5日(金)午後5時までに、質問票(様式5)に質問内容を記載の上、下記14.の担当課にメールで提出すること。

※送信後必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※質問は必ず質問票を用いることとし、電話、来訪、口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答

受け付けた質問については、質問者の氏名等をふせて、原則として令和6年7月9日(火)以降に奈良県子ども・女性課のホームページに回答を掲載する。

6. 企画提案参加申込書類の提出

(1) 提出期限

令和6年7月12日(金)午後5時

(2) 提出方法

持参または郵送により、下記14.の書類等提出先に提出すること。なお、持参の場合には、提出期限までの平日の午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。

また、郵送による場合には、提出期限の日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出書類

4.の(1)で示す書類

7. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年7月23日(火)午後5時

(2) 提出方法

持参または郵送により、下記14.の書類等提出先に提出すること。なお、持参の場合には、提出期限までの平日の午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。

また、郵送による場合には、提出期限の日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出書類

4.の(2)で示す書類

8. 企画提案書類の作成

企画提案書類は、以下のとおり作成すること。

(1) 基本的な考え方

- ・奈良県で子育てをする魅力を従来の方法に囚われずに発信を行っていく必要がある。
- ・本業務の背景と目的に沿った理解について、コンテンツ作成の方向性について、記

載を行うこと。

- ・固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに十分留意していること。

(2) コンテンツ作成

- ・若者、子育て世代が、奈良県で子育てをすることに対して、良いイメージを抱くに
あたって、必要な情報を網羅した提案であること。
- ・従来、県が作成してきたPRコンテンツ（観光PR等）とは異なる視点（子育ての
しやすさ）でコンテンツの訴求について提案を行うこと。特に、実際に撮影ができ
る地点については、県が県内市町村に問うため、本提案においては、「どのような
絵でどのようなメッセージを伝えるか」について、説明すること。

(3) コンテンツの内容、表現

- ・シナリオやコンテンツの内容や表現方法に関する提案を記載すること。10本～15本
の動画について、それぞれ詳細シナリオを記載すること。
- ・当該世代の文化的な背景を踏まえて提案を行うこと。

(4) コンテンツ発信方法

- ・若者や子育て世代に向けて自然に届く方法、広告については配信回数、頻度も提案
すること。

(5) 業務実施工程

- ・業務完了までのスケジュールを明確に提示すること。なお、スケジュール策定にあ
たっては県との打合せや関係者との協議にかかる時間を考慮すること。
- ・今後のPRに活用できるよう、ニーズ分析の方向性、調査方法について記載を行う
こと。

(6) 業務遂行体制

統括責任者を選任するとともに、業務をどのような体制で実施するのかを提示する
こと。なお、各担当者について過去の類似業務の実績があれば記載すること。

(7) 見積額

積み上げ方式とし、項目ごとに積算根拠を示しつつ詳細に記入すること。なお、見積
書の押印は不要。

9. 企画提案書の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

奈良県の子育て環境に係る魅力発信コンテンツ作成及び発信業務の請負に係るプロ
ポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」とする）が別紙審査基準に基づき評価点方
式により順位付けを行い、最高点を獲得した者を最優秀提案者として特定する。最高
得点者が2者以上であった場合は、審査委員会の合議により最優秀提案者を特定する。
この場合、審査項目のうち配点の高い項目の得点を考慮する。

なお、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の6割未満の項目が一以上あ
る場合は、最優秀提案者とししない。また、提案者が1者の場合、募集内容又は発注方
法を見直し、再度公告を行うこととする。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは令

和6年7月下旬に実施することとし、日時・詳細については企画提案書類の提出があった者に別途通知する。

プレゼンテーションは、PC・プロジェクターの使用、イメージ動画の再生を可とする。詳細については提案者に追って通知する。また、配布資料については、提出済みの企画提案書類で実施することとし、当日の新規配布は認めない。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、特定後速やかに、各提案者あて書面にて通知する。

(4) 審査結果について

審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10. 業務委託契約の締結について

(1) 契約の締結

審査の結果、特定した最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則等に基づき、すみやかに双方協議のうえ、委託契約の締結を行う。

ただし、審査会で特定した者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行う場合がある。

なお、特定された提案は、受託者を特定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて奈良県との協議のもと、企画及び運営の業務に当たるものとする。

(2) 契約保証金

契約時に、契約金額の10%に相当する額以上を契約保証金として県に納めることになること。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがある。

(3) 知的財産権等の取扱い

第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

(4) 契約書

受託者と特定された者に対して別途作成・提示する。

11. 契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までに最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時不動産登記等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴対法第2第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1 2. 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が1 1. の（1）から（8）までのいずれかに該当すると認められる場合、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し委託者を変更することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

1 3. その他

（1）言語及び通貨

公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（2）提出書類の返却

提出されたすべての書類の返却は行わない。ただし、この企画提案に係る審査以外には使用しないが、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）に基づき開示する場合がある。

（3）提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めないものとする。但し、（5）の②による場合を除く。

（4）提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

（5）提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ①提出書類の提出期限を過ぎたとき。
 - ②提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期までにその補正に応じないとき。
 - ③本件企画提案に対して、二以上の提案をしたとき。
 - ④見積書の金額、住所、氏名、金額を訂正した見積もりをしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ⑤その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。
- (6) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。
- (7) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合はこの限りではない。

1 4. 書類等提出先・問い合わせ先

奈良県地域創造部こども・女性局こども・女性課少子化対策係

〒630—8501 奈良市登大路町30番地

TEL：0742—27—8603

メール：danjo@office.pref.nara.lg.jp